

# 令和4年度 第10回人事委員 会議結果

一 日 時 令和4年9月22日（木） 午前10時00分から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也  
委 員 中 本 久美子  
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 川 本 晴 彦 次長兼給与課長 前 田 俊 和  
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝  
係 長 足 立 陽 子 係 長 山 口 玲 夏
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

- 1 条例案の名称  
議案第17号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 条例の新設理由  
国家公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引上げ、給与及び退職手当の支給についての必要な措置を講ずること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。
- 3 条例の概要
  - (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正
    - ア 職員の定年を、年齢65年（特定の機関で医療業務に従事する医師及び歯科医師は年齢70年）とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までに2年ごとに段階的に引き上げることとする。
    - イ 管理監督職となる職を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とする。
    - ウ 年齢60年に達した日以後に退職をした者を、定年前再任用短時間勤務職員として採用すること

ができるものとする。

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。

イ (1)イにより他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、アにより算定した給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額とアにより算定した給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、定年による退職をした場合等と同様の割合を乗じて得た額とする。

イ (2)アにより、職員の給料月額が改定された者に対する退職手当の額の算定については、在職期間中に給料月額の減額改定以外の理由による減額がある場合に適用される特例措置を適用するものとする。

(4) 再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を新設すること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

イ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

オ 職員の育児休業等に関する条例

カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

キ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

ク 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ケ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

コ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(5) 職員の再任用に関する条例を廃止する。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする一部の事項を除き、令和5年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

4 条例案に対する当委員会の判断(案)

地方公務員法が一部改正されたことに伴い、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくため、国家公務員に準じて職員の定年を引き上げるとともに給与及び退職手当の支給についての必要な措置を講ずるものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：定年延長職員の給料月額が7割となること等について、「当分の間」措置されることとされているが、具体的にはどれくらいの期間となるか。

事務局：改正しない限りは継続することになる。国家公務員における規定においても「当分の間」とされており、均衡がとられている。

六 次回人事委員会の開催

令和4年9月28日(水)午後3時00分から開催することとした。